

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 1 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

- (1) 様式第 3 4 号 (第 2 6 条関係) を次のように改める。
- (2) 様式第 3 5 号 (第 2 6 条関係) を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〒
住所
氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名					被保険者番号							
決定年月日	年	月	日	決定理由								
年度分の後期高齢者医療保険料額											円	

保険料算定の基礎

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額 ×	均等割額	算出額 +	限度超過額
所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額 - - -	月数	月割減額	保険料額 -

* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療条例の規定に基づき、 年 月 日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたもので

* 保険料の算出方法は以下のとおりです。

$$\left. \begin{aligned} \text{所得割額} &= \text{賦課のもととなる所得金額} () \times \text{所得割率} (/ 100) \\ \text{均等割額} &= \text{円} \end{aligned} \right\} \text{確定年保険料} \quad [50\text{万円を限度とする}]$$

なお、 年4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。

$$1 \text{ 賦課のもととなる所得金額} = \text{年中の所得} - 33\text{万円}$$

* 所得が低い方に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。

33万円以下	・・・	円
内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)【 】	・・・	円
33万円 + { 24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く) } 以下	・・・	円
33万円 + { 35万円 × 被保険者数 } 以下	・・・	円

【 】については、平成21年度以降で適用されます。

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

* 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

該当する場合、所得割が課されず、均等割額から次の額が軽減されます。 ・・・ 円

* 不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

* 問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課

〒010-0951

住 所 秋田県秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館内

電話番号 018-853-7155

〒
住所
氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号										
決定年月日	年	月	日	決定理由										
年度分の後期高齢者医療保険料額														円

保険料算定の基礎

	賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額 ×	均等割額	算出額 +	限度超過額
変更前						
変更後						
	所得割軽減額	均等割軽減額	年保険料額 - - -	月数	月割減額	保険料額 -
変更前						
変更後						

* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療条例の規定に基づき、 年 月 日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

* 保険料の算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額 () × 所得割率 (/ 100) } 確定年保険料
均等割額 = 円 } [50万円を限度とする]

なお、 年4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。

1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得 - 33万円

* 所得が低い方に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。

33万円以下 . . . 円

内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)【 】 . . . 円

33万円 + { 24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く) } 以下 . . . 円

33万円 + { 35万円 × 被保険者数 } 以下 . . . 円

【 】については、平成21年度以降で適用されます。

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

* 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

該当する場合、所得割が課されず、均等割額から次の額が軽減されます。 . . . 円

* 不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

* 問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課

〒010-0951

住 所 秋田県秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館内

電話番号 018-853-7155